

ハッピーオーナーズクラブ

馬匹売買契約書

適用様式版：2026 年 7 月 31 日版

個別条件・開示事項書（以下「個別条件書」という。）記載の共有馬（以下「当該馬」という。）の共有持分権について、同書記載の売主（以下「甲」という。）と買主（以下「乙」という。）は、本契約書及び個別条件書を一体として、次のとおり売買契約（以下「本契約」という。）を締結した。

個別条件書は当該馬、当事者、価格・口数、基準日、開示事項その他の取引固有事項を、本契約書は共通条件を定める。個別条件書が本契約書の特定条項又は項目を変更する旨及びその変更内容を明示した場合は、その事項に限り個別条件書を優先する。ただし、個別条件書は「共有馬管理等に関する覚書」、付帯条項又は賞品等取扱細則を変更せず、その変更は影響を受ける当事者間の別途合意による。募集案内等と相違する場合、本契約上の権利義務は本契約書及び個別条件書により定めるものとし、買受申込み後に価格、口数、滅失・損傷等の危険その他の重要条件を変更するときは、第 4 条第 1 項に従い改めて買受申込みを受ける。

第 1 条（共有持分権の売買）

1. 甲は、個別条件書記載の当該馬の共有持分権（総口数 10 口）のうち同書記載の口数を、同書記載の売買代金（以下「本売買代金」という。）にて乙に売却し、乙はこれを買受けた。
2. 甲は、本契約の成立に先立ち、個別条件書第 7 項に定める既往歴等の開示事項及び同書第 8 項に定める重要個別事情について、甲が把握している事項を個別条件書に記載して乙に開示するものとする。
3. 乙は、個別条件書に基づき開示された事由及び当該馬の現状有姿の状態を了承した上で、本契約を締結するものとする。乙は、本契約成立後、個別条件書に基づき開示された事由その他当該馬に関する事由を理由として、本契約を解除することはできない。ただし、甲の責めに帰すべき事由、第 1 条第 4 項の通知義務違反、重要事項の不実記載若しくは不開示その他法令又は本契約上認められる解除事由に基づく解除まで妨げるものではない。
4. 甲は、本契約成立後から第 4 条第 3 項に定める共有持分権の移転までに、当該馬について売買判断に重要な事情の変化を知った場合には、乙に対し遅滞なくその旨を通知するものとする。

第 2 条（共有代表馬主及び管理覚書）

1. 乙は、本契約に基づき共有持分権を取得した後、当該馬を競走の用に供し、かつその事務の取扱いを円滑に行うため、個別条件書に記載する者を当該馬の共有代表馬主（以下「共有代表馬主」という。）とすることに同意する。乙は、個別条件書に記載された甲と共有代表馬主との関係を認識し、了承した上で、本契約を締結するものとする。
2. 乙は、共有馬の管理等に関する共有代表馬主と共有者間の権利義務について定める「共有馬管理等に関する覚書」（これと一体をなす「共有馬管理等に関する覚書の付帯条項」を含む。以下総称して「当該覚書」という。）を共有代表馬主と取り交わすものとする。本契約及び当該覚書の電子契約送信は同日に行うことを原則とする。
3. 乙は、本契約成立時に、同一の個人又は同一の法人として、日本中央競馬会（以下「JRA」という。）及び地方競馬全国協会（以下「NAR」という。）の双方について有効な馬主登録を受けていなければならない。第 4 条第 3 項に定める共有持分権の移転に際しても、同一の要件を満たしていなければならない。JRA と NAR で登録名義の人格が異なる者及び組合馬主は、本項の馬主登録要件を満たさないものとする。本項の馬主登録要件は、第 4 条第 1 項に定める本契約の成立要件ではない。

第 3 条（本売買代金の支払）

1. 乙は、本契約成立日より 10 日以内に、本売買代金の全額を甲に支払うものとする。
2. 支払方法は、甲が指定する銀行口座への振込によるものとし、振込手数料は乙の負担とする。
3. 乙は、甲の事前の承認を得た場合に限り、甲に対して有する金銭債権をもって本売買代金の全部又は一部と相殺することができる。乙が共有代表馬主に対して有する金銭債権を本売買代金の支払に利用する場合は、甲及び共有代表馬主が事前に承認し、債権譲渡その他当事者間で合意した必要な処理が完了した場合に限り、その合意した額を本売買代金の支払に充当することができる。
4. 乙が、本条に定める支払を遅延した場合、支払期日の翌日から完済に至るまで、当該遅延金額に対し年率 14.6% の割合による遅延損害金を甲に支払うものとする。

5. 乙が支払った本売買代金は、本契約の解除、当該馬の死亡その他の事由により本契約が終了した場合であっても、返還されないものとする。ただし、第5条に基づく払戻しが行われる場合又は甲の責めに帰すべき事由により乙が本契約を解除した場合は、この限りでない。なお、第4条第8項に基づく事故関連給付及び費用の精算は、本売買代金の返還又は減額を意味するものではない。

6. 甲は、共有代表馬主に対し、本売買代金について、付帯条項第6条第8項に基づく受領、収納、控除及び充当に必要な権限を付与することができる。共有代表馬主が、甲から付与された権限及び当該覚書に基づき、乙に支払うべき金員から本売買代金を控除し、甲のために受領した額について、乙の甲に対する本売買代金債務は、その額の限度で消滅する。

7. 乙が、第5条第3項に定める対象販売者との別の売買契約に基づく有効な払戻特典を本売買代金の支払に利用し、その利用額が個別条件書に記載されている場合、当該利用額に係る乙の本売買代金債務は、払戻義務者（当該払戻特典の発生原因となった従前の馬匹売買契約に基づき、当該払戻特典に係る払戻義務を負う売主をいう。以下同じ。）から甲への支払その他甲が認める充当が実際に行われるまでは消滅しない。ただし、乙が個別条件書記載の買主予定直接支払額を期限内に支払い、かつ、当該払戻特典の利用指定が有効に確定している間は、当該利用額について、第4項の遅延損害金及び第7条第2項第4号による解除の対象とせず、第4条第3項の共有持分権移転の完済判定に限り支払済みとして取り扱う。払戻義務者が当該払戻特典に係る第三者弁済の期限までに支払わなかったときは、甲は乙に不足額を通知し、相当の支払期限を定めて支払を請求するものとし、乙がその期限までに不足額を支払わない場合に限り、当該不足額について第4項及び第7条第2項第4号を適用する。この場合の遅延損害金は、当該追加支払期限の翌日から起算する。

第4条（契約の成立、共有持分権の移転及び危険の移転等）

1. 本契約は、次の各号のすべてを満たした時に成立する。

- (1) 乙が、募集ページ及び申込フォームに表示された取引条件及び適用文書を確認の上、ウェブフォームから所定の買受け申込みを行うこと。
- (2) 甲が当該申込みどおり承諾すること。甲が申込みどおり承諾する場合、個別の承諾通知を要しない。
- (3) 甲が本契約書及び個別条件書からなる一体の電磁的記録に先に電子署名すること。
- (4) 甲が指定する電子契約サービス（以下「指定電子契約サービス」という。）を通じて乙の登録メールアドレス宛てに署名依頼を有効に送信し、その送信日時及び甲の電子署名が指定電子契約サービス上に記録されること。

単なる書類のアップロード、保存又は送信前の通知作成のみでは成立しない。正しい登録メールアドレスへの署名依頼の有効な送信及びその送信日時の記録が確認できる場合、通知メールの現実の受信、閲覧、迷惑メール処理又は乙側の通信障害は本契約の成立を左右しない。誤ったメールアドレスへの送信、サービス上の送信失敗又は乙の署名用記録が生成されない場合は、本項に定める有効な送信として扱わない。申込み後に重要な取引条件を変更する場合には、甲は乙から改めて買受け申込みを受けるものとする。契約成立日は本項に定める成立時の属する日とし、乙の買受申込日には遡及しない。

2. 乙は、本契約成立後、速やかに前項の電磁的記録に電子署名するものとする。乙の電子署名は、本契約の合意内容の確認及び証拠化のための契約上の義務であり、本契約の成立要件ではない。

3. 当該馬の共有持分権は、次の各号に定めるすべての要件が満たされた時に甲から乙に移転するものとする。各要件が異なる時に満たされた場合は、最後の要件が満たされた時を共有持分権の移転時とする。

- (1) 本売買代金が完済されていること。第3条第7項により持分移転の完済判定に限り支払済みとして扱う払戻特典利用額は、本号の完済判定に含める。
- (2) 乙が、同一の個人又は同一の法人として、JRA及びNARの双方について有効な馬主登録を受けていること。
- (3) 本契約及び当該覚書がいずれも有効に成立していること。
- (4) 乙が、本契約及び当該覚書について自己に求められる成立後の電子署名をすべて完了していること。
- (5) 持分移転前に、本契約若しくは当該覚書の記載の誤りその他の不備を訂正し、又はその内容を変更するため、甲乙間又は乙と共有代表馬主との間で別途合意の締結が必要となった場合は、当該合意が有効に成立し、乙に求められる電子署名が完了していること。

前記各号の要件のいずれかを満たさない場合、共有持分権は移転しない。これらの要件のいずれかが満たされていないことを甲が知ったときは、甲は、当該要件の性質に応じ、乙に必要な是正を求め、又は署名依頼の再送、共有代表馬主との調整その他合理的に必要な補完措置を遅滞なく講ずるものとする。乙が第2条第3項の馬主登録要件を満たさない場合は、甲は、第7条第1項に定める催告として、相当の期間を定めてその是正を求めるものとする。

共有持分権の移転後に締結する本契約又は個別条件書の訂正若しくは変更の合意は、当該合意に別段の定めがある場合を除き、既に生じた共有持分権の移転の効力を遡って左右しない。

4. 当該馬の預託料、調教費、治療費、輸送費、登録費用、月次事務費その他の継続的経費は、本契約の成立日にかかわらず、個別条件書に明示した経費負担開始日以後、乙がその買い受けた持分割合に応じて負担する。乙は、本契約の成立日が経費負担開始日より後である場合においても、経費負担開始日まで遡ってこれらの経費を負担するものとする。乙は、これらの経費を共有代表馬主に対し、事務局を通じて支払うものとし、乙が第3項の共有持分権を取得する前の期間についても、当該覚書の付帯条項第3条、第4条及び第13条第1項を、同各条の「共有者」を「乙」と読み替えて準用する。

5. 通常の賞金、手当その他当該馬の競走に伴う収入について乙への帰属が開始する日（以下「収入帰属開始日」という。）は、第3項の持分移転後、JRA又はNARの登録に乙の共有持分が反映された日とする。収入帰属開始日前行われた競走その他の事由を発生原因とする通常収入は乙に帰属せず、当該収入の発生原因日にJRA又はNARの登録上当該持分を保有していた者（以下「登録上の従前保有者」という。）に帰属する。収入の帰属は入金日ではなく、その発生原因日を基準として判定する。

6. 乙は、第3項の持分移転後、当該覚書に従い、JRA、NARその他関係機関に対する所有者、共有者又は持分の変更に必要な資料の提出その他の手続に協力するものとする。私法上の共有持分権の移転、関係機関への変更申請及び登録への反映はそれぞれ別個の事実であり、その日は当然には一致しないものとする。

7. 前各項の規定にかかわらず、当該馬の死亡、疾病、傷害その他当事者双方の責めに帰さない事由により当該馬に生じる滅失・損傷等の危険は、第1項に定める本契約成立時をもって甲から乙に移転し、乙がこれを負担するものとする。ただし、甲又はその履行補助者の責任事由、重要事項の不実記載若しくは不開示又は第1条第4項の通知義務違反に起因する場合は、本項の規定により甲の責任を免れるものではない。

8. 本契約成立後から第3項の共有持分権移転までの間に、当事者双方の責めに帰さない事由により当該馬が死亡し、競走能力を喪失し、又は重大な故障が生じた場合であっても、乙の本売買代金全額の支払義務は減免されないものとし、甲及び乙は次のとおり精算を行う。

- (1) 当該事故に関連して甲又は共有代表馬主が実際に受領した保険金、事故見舞金、補償金、共済金、処分代金その他の給付を合算し、事故後の治療費、処分費用、手続費用その他当該事故の事後処理に直接要した費用を控除した残額がある場合、甲は、その残額のうち乙が買い受ける持分割合に応じた額を乙に支払う。
- (2) 前号の事後処理費用が事故関連給付の額を上回る場合、甲は、その不足額のうち乙が買い受ける持分割合に応じた額を乙に請求し、乙はこれを速やかに支払うものとする。
- (3) 甲は、第1号により乙へ支払うべき金額を、乙の未払本売買代金その他乙が甲に対して負担する債務と対当額で相殺することができる。
- (4) 第3項の共有持分権移転後に生じた事故については、関係機関への登録反映前であっても、当該覚書に定める事故精算の規定によるものとする。

第5条（払戻特典）

1. 乙が第4条第3項に基づき当該馬の共有持分権を取得した日以後、当該馬が一度も競走に出走しないまま引退し、又は死亡した場合、乙は、本条に定める払戻特典を利用する権利を取得する。当該取得日前の当該馬の出走歴は、本項の適用に影響しない。

2. 前項の払戻特典の額は、本売買代金の50%に相当する金額とする。払戻特典は、新たに購入する共有持分権の売買代金を値引きするものではなく、甲が本契約に基づき乙に対して行う払戻しとして取り扱う。

3. 乙は、甲、個別条件書記載の共有代表馬主又は当該共有代表馬主が代表者を務める法人（以下これらを「対象販売者」という。）のいずれかから別の馬の共有持分権を購入する場合に限り、払戻特典を利用することができる。払戻特典は、本項に定める新規購入を伴わずに現金による払戻しを請求するために利用することはできない。

4. 乙の指定又は第7項の規定により、利用する払戻特典及び利用額が確定した場合、当該別の馬の共有持分権の売主（以下本条において「新売主」という。）が甲と異なるときは、甲は、当該利用額を乙に交付することに代えて、

乙のために、新売主に対する当該別の馬の売買代金の一部として支払うものとし、原則として当該新売買契約の支払期限までに支払を完了する。乙は、当該別の馬の売買代金から当該利用額を控除した残額を新売主に支払うことを通常の支払方法とする。ただし、甲が実際に新売主へ支払う前に、乙の新売主に対する売買代金債務が当該利用額について当然に消滅するものではない。

5. 前項に基づき甲が新売主へ支払った額が、乙の新売主に対する売買代金の支払として受領されたときは、その額の限度で、乙の新売主に対する売買代金債務及び甲の乙に対する払戻義務はそれぞれ履行されたものとする。新売主が甲と同一である場合は、乙が払戻特典の利用を有効に指定したとき、甲は、乙に対する払戻義務と乙の新たな売買代金債務を対当額で相殺その他の方法により充当するものとする。この場合も、新たな売買代金自体を減額したものとは扱わない。

6. 甲が第4項の支払の全部又は一部を行わず、その未払部分について新売主が乙に不足額を請求し、乙がこれを新売主に支払った場合、甲は乙に対し、乙が支払った当該不足額のうち甲が第4項に基づき支払うべきであった額に相当する額を直接支払うものとする。

7. 乙は、複数の有効な払戻特典を一つの新規購入について合算して利用することができる。ただし、利用額の合計は当該新規購入の売買代金を上限とする。一部を利用した払戻特典の残額は、当該払戻特典の従前の有効期間内に限り引き続き利用することができ、一部利用によって有効期間は更新されない。乙が利用する払戻特典及び利用額を個別に指定した場合はその指定を優先し、指定がない場合又は利用可能額を最大限使用する旨のみを指定した場合は、有効期間の満了が早い払戻特典から順に利用する。

8. 甲又は共有代表馬主は、当該馬の引退又は死亡を知った場合、事務局を通じて遅滞なく、乙が事務局に登録した電子メールその他事務局所定の電磁的方法によりその旨を乙に通知し、事務局はその送信記録を保存する。払戻特典は、甲又は共有代表馬主のうち最初に前段の通知を行った日から2年以内に利用しない場合、失効する。

9. 中央競馬と地方競馬との間の所属変更、所属変更に伴う競走馬登録の終了又は新規登録だけを理由として、第1項の払戻特典は発生せず、また既に発生した払戻特典は失効しないものとする。

第6条（牝馬引退時の共有持分権の処理）

当該馬が牝馬である場合、共有持分権移転後の引退時における共有代表馬主による買取り、第三者への売却その他の共有持分権の処理及び精算は、当該覚書及びその付帯条項の定めるところによる。

第7条（契約の解除等）

1. 甲は、乙が本契約のいずれかの条項に違反した場合（ただし、次項に定める場合を除く。）、相当の期間を定めて書面又は甲が指定する電磁的方法によりその履行又は是正を催告し、当該期間内に履行又は是正がなされないときは、本契約を解除することができる。第4条第2項に定める乙の電子署名義務の不履行についても、本項によるものとする。前段の催告として乙の馬主登録要件の是正を求めたにもかかわらず、当該期間内に是正されなかった場合、甲は、当該期間の経過後合理的な期間内に、本項に基づく解除、相当の期間を定めた再度の是正要求、又は乙との別途合意による処理のいずれかを選択し、乙に通知するものとする。

2. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき
- (2) 破産手続開始、民事再生手続開始、その他これらに準ずる倒産手続の申立てがあったとき
- (3) 第2条第2項に定める当該覚書について、成立後の電子署名その他合意内容の確認に必要な手続を拒否したとき、又は当該覚書の定めに著しく違反し、甲又は共有代表馬主との信頼関係を破壊したとき
- (4) 本売買代金の支払を、第3条に定める支払期日までに履行しなかったとき。ただし、第3条第7項により払戻特典利用額について履行遅滞として扱わない期間及び同項に基づき甲が定めた不足額の支払期限までは、この限りでない
- (5) その他、本契約のいずれかの条項に違反し、前項による催告になじまない重大な事由があるとき

3. 前項の規定に基づき甲が本契約を解除した場合、乙が既に支払った本売買代金は、契約解除に伴う違約金として甲に帰属するものとし、甲はこれを乙に返還する義務を負わないものとする。本項に定める違約金は、民法第420条第1項に定める損害賠償額の予定ではなく、違約罰とする。ただし、甲に当該違約金の額を超える損害が生じた場合、甲は乙に対し、その超過額について別途損害賠償を請求することを妨げない。第3条第5項その他の規定により

同一事由に基づき返還されない金額がある場合、その同一金額は本項の違約金に充当されるものとし、甲は同一金額を重ねて請求しない。

4. 乙が第2項各号のいずれかに該当した場合、又は当該覚書に違反し、甲若しくは共有代表馬主の円滑な業務遂行を妨げた場合には、当該事由が甲、共有代表馬主又は共有代表馬主が代表者を務める法人による将来の販売可否の判断において考慮され、甲、共有代表馬主又は共有代表馬主が代表者を務める法人から新たな共有持分権の販売を受けられない場合があることを、乙はあらかじめ了承する。

5. 第4条第3項の共有持分権移転後に、第2項第1号若しくは第2号の事由、馬主登録の欠缺、当該覚書違反その他共有関係又は登録状態の正常化を要する事由が生じた場合、甲は、本条に基づく解除権を直ちに行使しないことができる。この場合、共有代表馬主は、当該覚書に基づき、通知、非承認取扱い、持分取得の申入れ、持分処理その他の正常化措置を講ずることができる。共有代表馬主による正常化措置への着手のみをもって、甲が本条に基づく解除権その他の権利を放棄したものとみなさない。差押債権者、競落人、破産管財人その他の第三者との関係では、当該覚書の定めがこれらの者を当然に拘束するものとは扱わず、関係法令上許容される範囲で処理する。

6. 前項の正常化措置その他の方法により当該事由の処理が最終的に解決した場合、甲は、同一事由について第2項に基づく解除及び第3項の違約罰その他の制裁的效果を重ねて適用しない。また、本条に基づく解除を行った場合も、同一事由について当該覚書に基づく無償譲渡、制裁的な低額取得その他これと実質的に重複する不利益を重ねて適用しない。

7. 前二項にかかわらず、本売買代金、預託料、事務費、立替金その他当該事由とは独立して既に発生した債務及びこれに係る遅延損害金は、別途存続するものとする。

第8条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、現在及び将来にわたり、自己が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び反社会的勢力と不適切な関係を有しないことを確約する。

2. 甲又は乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 甲又は乙は、相手方が前二項の確約に反したと合理的に判断したときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

4. 前項の規定により本契約が解除された場合、解除された当事者は、解除により生じる損害について、相手方に対し一切の請求を行わないものとする。

第9条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争については、その訴額に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約書及びこれと一体をなす個別条件書は、一体の電磁的記録として作成する。買受申込日、売買契約成立日、当事者、対象馬その他取引固有事項は個別条件書に記載し、甲及び乙は当該電磁的記録についてそれぞれ1回電子署名する。本契約の成立は第4条第1項に定めるところによる。

ハッピーオーナーズクラブ

個別条件・開示事項書

本書作成日：****年**月**日

適用様式版：2026 年 7 月 31 日版

本書は、直前に収録する「馬匹売買契約書」（以下「売買契約書」という。）と一体の電磁的記録を構成し、売主及び買主間の売買契約の一部を構成する。以下、売買契約書及び本書を併せて「本契約書等」という。

本書は、対象馬、当事者、売買口数・価格、基準日、開示事項その他当該取引に固有の事項を定める。売買契約書の特定の条項又は項目を変更する旨及びその変更内容を本書に明示した場合は、当該事項に限り本書の定めを優先する。変更対象が明示されていない記載は、売買契約書の共通条件を変更するものではない。

本書は、「共有馬管理等に関する覚書」、その付帯条項又は賞品等取扱細則を変更しない。これら管理契約側の文書を変更する必要がある場合は、共有代表馬主その他影響を受ける当事者との間で別途変更合意を行う。

募集案内、ウェブページその他の説明資料と本契約書等に相違がある場合、本契約上の権利義務は本契約書等により定める。ただし、買受申込み後に価格、口数、滅失・損傷等の危険その他の重要条件を変更する場合は、売買契約書第4条第1項に従って改めて買受申込みを行うものとする。

1. 適用文書及び関連文書

(1) 本契約書等を構成する文書

文書	名称・版
馬匹売買契約書	適用様式版：2026 年 7 月 31 日版
本書	適用様式版：2026 年 7 月 31 日版

(2) 関連する管理契約書類

文書	名称・版
共有馬管理等に関する覚書	適用様式版：2026 年 7 月 31 日版
共有馬管理等に関する覚書の付帯条項	適用様式版：2026 年 7 月 29 日版
賞品等取扱細則（付帯条項第6条第3項の細則）	適用様式版：2026 年 7 月 29 日版

上記管理契約書類は、共有代表馬主及び買主が、売買契約とは別個の管理契約として、一体の電磁的記録についてそれぞれ1回電子署名する文書であり、本契約書等への署名のみでその内容を変更するものではない。通常は本契約書等と同じ電子契約手続の中で送信するが、送信失敗、不備の差替え、再送、訂正その他必要がある場合は、別案件又は別の電磁的記録により締結することがある。売買契約と管理契約の成立は、それぞれの契約条項に従って別個に判定する。

2. 契約当事者

項目	内容
売主（甲）	*****
売主住所	*****
買主（乙）	*****
買主住所	*****
買主J R A馬主登録番号	*****
買主N A R馬主登録番号	*****
買主登録メールアドレス	*****

買主は、上記メールアドレスが、売主及び共有代表馬主が指定する電子契約サービスからの署名依頼の送信先として正確であることを確認する。

関連する共有代表馬主

項目	内容
共有代表馬主	会田 裕一
売主と共有代表馬主の関係	***

共有代表馬主は、売買契約の契約当事者ではなく、別途締結する共有馬管理等に関する覚書及びその付帯条項の当事者である。

3. 対象馬

項目	内容
馬名	*****
性別	*
毛色	**
生年月日	****年*月*日
父	*****
母	*****
競走馬登録番号その他識別番号	***** / 該当なし
現在の競走馬登録・所属	J R A / N A R (主催者:****) / 未登録
契約後の当初所属予定	現所属継続 / 中央競馬 / 地方競馬 (予定主催者:****) / その他:***

上記「当初所属予定」は本書作成時点の予定であり、共有代表馬主が覚書に基づき所属変更その他の決定を行う権限を制限するものではなく、登録、入厩、出走又は競走成績を保証するものではない。

4. 売買条件

項目	内容
売買対象口数	*口 (総口数10口)
売買対象持分割合	**%
1口価格	税込*,*円 (本体*,*円、消費税10%,*円)
本売買代金	税込*,*円 (本体*,*円、消費税10%,*円)
支払期限	****年*月*日 (売買契約書第3条第1項に定める期間内)
支払方法	売主指定口座への銀行振込。ただし、売買契約書第3条に定める相殺・控除又は有効な払戻特典に基づく第三者弁済その他同契約書に定める方法による場合を除く
本売買への既保有払戻特典の利用	****
利用指定額	*,*円
既保有払戻特典利用後の買主予定直接支払額	*,*円 (実際の第三者弁済等は別途記録)

利用指定額は、利用指定として確定した額であり、実際の第三者弁済、相殺又は充当等の実行額とは区別する。払戻特典の利用指定だけで買主の新売主に対する債務が消滅するものではなく、本売買代金の額も変更されない。

5. 日付、滅失・損傷等の危険、経費及び収入帰属

項目	内容
買受申込日	****年*月*日
売買契約成立日	****年*月*日
経費負担開始日	****年*月*日
持分移転日	売買契約書第4条第3項所定の全移転要件が満たされた時。各要件が異なる時に満たされた場合は、最後の要件が満たされた時 (本売買代金完済、同一人格によるJ R A・N A R双方登録、売買契約・管理契約の有効成立、取得時必須電子署名完了及び必要な移転前訂正・変更合意の成立・署名完了を含む)
変更申請日	後日確定 (事務局記録による)
登録反映日	後日確定 (事務局記録による)
収入帰属開始日	登録反映日 (売買契約書第4条第5項に定める日)

経費負担開始日は、買受申込日又は売買契約成立日より前となる場合がある。通常の賞金、手当その他競走に伴う収入は、入金日ではなく発生原因日を基準とし、登録反映日前の競走その他の事由を発生原因とするものは買主に帰属しない。

6. 保険加入状況

本書作成日現在の保険加入状況：****

共有持分権移転後の保険加入方針は、共有馬管理等に関する覚書の付帯条項第5条第2項による。原則として競走馬保険には加入しない。

7. 既往歴等の開示事項

売主が本契約成立前に把握している範囲で、次の事項について該当の有無及び該当する場合の内容を記載する。

開示事項	該当	内容
------	----	----

8．既走馬の重要個別事情

次の各欄は、売主が把握する範囲で、売買判断又は取得後の精算に重要な個別事情がある場合に記載する。網羅的な健康・医療調査又は独立した調査保証制度を設けるものではない。

(1) 最近の重要な故障、治療、投薬、手術等

(2) 現に効力を有する重要な出走制限

(3) 登録・出走に現に影響する処分又は手続上の問題

(4) 保険事故、未精算債務その他、売買判断又は取得後精算に重要な事項

(5) その他売買判断に重要な個別事情

本項及び前項の記載事項について、売買契約成立後から共有持分権移転までに売主が売買判断に重要な事情の変化を知った場合は、売買契約書第1条第4項に従って買主へ遅滞なく通知する。

9．重要事項の確認

重要

本項は注意喚起のための要約であり、契約上の権利義務は売買契約書、共有馬管理等に関する覚書、その付帯条項及び賞品等取扱細則の各条項による。

1. 契約成立時期：買主の後行電子署名前でも、売買契約書第4条第1項の要件を満たした時に契約が成立する（同条第1項・第2項参照）。

2. 滅失・損傷等の危険：契約成立時から、持分移転前でも当事者双方の責めに帰さない事故の危険が買主へ移転する（売買契約書第4条第7項参照）。

3. 完済前事故：無保険の場合を含め、事故だけで本売買代金全額の支払義務が当然に減免されるものではなく、事故関連給付と事故後費用を純額精算する（売買契約書第4条第8項参照）。

4. 経費と収入の基準日：経費負担開始日は契約成立日前となる場合があり、通常収入は登録反映日から帰属する（売買契約書第4条第4項・第5項参照）。

5. 購入資格・持分移転手続：買主は、売買契約成立時及び共有持分権移転時に、同一の個人又は同一の法人としてJRA・NAR双方の有効な馬主登録を有する必要がある。この馬主登録要件は、売買契約書第4条第1項に定める契約成立要件ではないが、契約上の買主資格であり、共有持分権移転の要件である。共有持分権は、売買代金の完済、売買契約及び管理契約の有効な成立、取得時に必要な売買・管理契約書類について買主に求められる電子署名の完了その他同契約書第4条第3項所定の全要件が満たされた時に移転し、各要件が異なる時に満たされた場合は最後の要件が満たされた時が移転時となる（売買契約書第2条第3項・第4条第3項参照）。

6. 払戻特典の適用時点：払戻特典は、共有持分権の移転後に一度も出走しないまま引退又は死亡した場合に発生する。持分移転前の事故については払戻特典は発生せず、売買契約書第4条第8項の純額精算による（同契約書第5条第1項参照）。

7. 持分の喪失：付帯条項第13条第1項に定める支払義務を2か月以上怠った場合、JRA又はNARの馬主登録を失った場合、又は登録・共有関係に必要な書類を遅滞なく提出しないなど重大な義務違反がある場合は、覚書第9条により催告を要せず持分及びこれから生ずる権利を失い、共有代表馬主に無償で帰属する場合がある。

8. 相続時の手続期限：共有者の死亡を事務局が知った日から3か月以内に有効な承継の届出及び資料提出がない場合、覚書第8条第7項により共有持分権等が共有代表馬主に無償で帰属する。

9. 譲渡制限・共有物不分割：共有持分権の譲渡は原則として認められない。共有物については、各共有持分権者が当該共有馬の共有持分権を取得し、かつ本覚書に基づき当該共有馬について共有持分権者として共有関係に参加する状態となった日から、その日後最初に到来する共通更新基準日（当該共有馬が6歳となる年の1月1日及びその後5年ごとの1月1日）の前日まで、民法第256条の許容する範囲内で分割を請求しない合意がある。二人の共有持分権者間では両者の不分割合意参加日のうち遅い時から開始し、その後は共有関係が継続する限り共通5年サイクルに従って自動更新する（覚書第8条第1項・第12条参照）。

10. 去勢：共有持分権移転後の去勢の可否及び時期は、共有馬管理等に関する覚書第3条に基づく共有代表馬主の決定権限に属する。

10．個別特約

変更対象となる売買契約書の条項・項目	個別特約内容
なし	なし

本項で変更できるのは売買契約書の条件に限る。共有馬管理等に関する覚書、その付帯条項又は賞品等取扱細則を変更する必要がある場合は、本項に記載するだけでは足りず、共有代表馬主その他影響を受ける当事者との間で別途変更合意を行う。

以上、売主（甲）及び買主（乙）は、馬匹売買契約書及び本書の内容を確認し、一体の電磁的記録についてそれぞれ1回電子署名する。買主（乙）の電子署名が売買契約の成立要件ではないことは、売買契約書第4条第2項のとおりとする。

売主（甲）

住所：*****

氏名又は名称：*****

買主（乙）

住所：*****

氏名又は名称：*****